

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月二十四日奈良県指令建第一〇六一四四号

令和三年十一月十九日奈良県指令建第一〇六一四四一一号

令和四年一月十四日奈良県指令建第一〇六一四四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年一月二十一日建第九八九八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市杣之内町元山口方四三七番七、四三八番七、四三八番八、四四四番七及び一

四一〇番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五 東京ユナイテッド総合事務所内

合同会社ニューツーリズム・トリップベース一号

代表社員 一般社団法人ニューツーリズム・トリップベース 職務執行者 森田威